

平成15年5月16日

会社名：株式会社トムス・エンタテインメント

代表者名：代表取締役社長 駒井徳造

コード番号：3585（名証第2部）

問合わせ先：取締役経理部長 篠木史征

TEL：052-243-9811

## ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成15年5月16日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成15年6月27日開催予定の当社第57期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権割当の対象者

当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

#### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 550,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

### (3)新株予約権の総数

550 個(新株予約権 1 個につき普通株式 1,000 株。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)を上限とする。

(4)新株予約権の発行価額 : 無償で発行するものとする。

### (5)新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株あたりの金額(以下「払込価額」という。)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の名古屋証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、その金額が、新株予約権発行日の前日の終値(ただし、当日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値とする)を下回る場合は、当該終値とする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる